

第3次志摩市健康増進計画策定業務委託プロポーザル募集要項

志摩市が実施する第3次志摩市健康増進計画策定業務に係る公募型プロポーザルによる業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

平成30年4月12日

志摩市長 竹内 千尋

1. 業務の概要

- (1) 業務名 第3次志摩市健康増進計画策定業務
- (2) 業務の目的 平成31年度から平成35年度までの5年を1期とした計画であり、すべての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できるまちづくりの実現をめざすため、健康増進法に基づく「健康増進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」、母子保健法に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」を一体的に策定し、志摩市総合計画と志摩市地域福祉計画との整合性のある計画書を策定することを目的とする。
- (3) 業務内容 第2次志摩市健康増進計画と、平成28年に策定し計画期間途中である第2次志摩市食育推進計画、志摩市母子保健計画の進捗状況の評価及び分析
第3次志摩市健康増進計画策定にかかる調査の分析、課題の整理、計画策定に必要な提案等（詳細は仕様書参照）
- (4) 業務場所 志摩市地内
- (5) 履行期間 契約日から平成31年3月20日まで

2. 見積限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

- (1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。
 - ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ. 平成30年4月1日現在で志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の計画策定・コンサルティングの部門（1基本計画策定・3各種計画策定）に登録されていること。
 - ウ. 志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと
 - エ. 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
 - オ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立

てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (2) 提案参加者は、上記参加資格条件を満たすもののうち、平成25年度以降に本市と同程度の市町に対し、健康増進計画、食育推進計画、母子保健計画、自殺対策計画のうち2計画以上を一体とした計画策定に関する業務の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があるものとします。なお、アンケート調査のみの業務委託は実績として件数に含めないものとします。

5. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

「参加申込書(様式第1号)」及び添付書類を、下記受付場所へ郵送(簡易書留)又は、持参により提出してください。

(2) 受付期間

公告の日から平成30年4月23日(月)の午前8時30分から午後5時までで、必着とします。(ただし、持参による提出の場合は、正午から午後1時の間及び志摩市の休日を定める条例(平成16年志摩市条例第2号)第1条第1項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を除きます。)また、郵送により提出する場合においても、受付期間内に必着とします。

(3) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、「参加資格審査結果通知書(様式第2号)」により、郵送にて参加者に通知します。

6. 提出書類の作成・提出方法

参加資格審査結果により、下記に定める書類を10.(1)書類提出先へ一括して持参又は郵送(簡易書留)にて正本1部・副本7部提出してください。ただし、「参考見積書」は正本1部のみ提出してください。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とします。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。

(1) 提案書類について

(3) 「提出書類一覧表」の順番にまとめること。

提案書は、原則A4とする。

提案書の文字のサイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成すること。

様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。

2穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。ただし、概要図やイメージ図等は袋状の物に収納して綴じ込むこと。

専門知識を有しないでも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものとし、副本7部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印していないものを提出すること。

副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

提案書は、1者1提案とする。

郵送により提出する場合は、封筒の表に「企画書在中」と朱書きすること。

(2) 参考見積書(任意様式)

見積書の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

正本1部として、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものを提出すること。

(3) 提出書類一覧表

| 順番 | 提出書類の名称 | 様式 | 制限頁・枚数 |
|----|-----------------|------|--|
| 1 | 企画提案申請書 | 様式A | A4判 |
| 2 | 企画提案書 | 任意様式 | A4判5頁以内 |
| 3 | 業務概要図、 イメージ図 | 任意様式 | A3判までで1頁とする。 A3判で提出する場合は、A4サイズに折り畳み綴じ込むこと。 カラー・白黒は問いません。 |
| 4 | 業務実施体制調書 | 様式B | A4判 |
| 5 | 工程表 | 任意様式 | A4判1頁 |
| 6 | 会社概要 | 任意様式 | A4判1頁 |

(4) 受付期間

参加資格審査結果通知日から平成30年5月11日(金)の午前8時30分から午後5時まで、必着とします。(ただし、持参の場合は、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)

郵送により提出する場合においても、受付期間内に必着とします。

7. 審査方法・審査内容

別紙「第3次志摩市健康増進計画策定業務委託プロポーザル方式審査要項」参照

8. 質問及び回答

(1) 参加申込みに関する事

参加申込みに関する質問については、電子メールによることとし、様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「計画策定業務委託 参加申込みの質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せずに本文中に、質問内容を簡潔に記載し、「kenko@city.shima.lg.jp」まで送信することとします。(午前8時30分から午後5時の間に電話により健康推進課まで受信確認をすること。)電話による質問は受付しません。

質問受付期間は公告の日から平成30年4月17日(火)の午前8時30分から午後5時までとします。

回答については、平成30年4月19日(木)午後5時までに志摩市ホームページに掲載します。

(2) 参加資格審査に関する質問について

参加資格審査に関する質問については、電子メールによることとし、様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「計画策定業務委託 参加資格審査の質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せずに本文中に、質問内容を簡潔に記載し、「kenko@city.shima.lg.jp」まで送信することとします。(午前8時30分から午後5時の間に電話により健康推進課まで受信確認をすること。)電話

による質問は受付しません。

質問受付期間は参加資格審査結果通知日から平成30年5月2日(水)の午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

回答については、平成30年5月9日(水)午後5時までに提案参加者全員に電子メールにて送信します。

(3) 提案書内容及びヒアリング等に関すること

提案書内容及びヒアリング等に関する質問については、電子メールによることとし、様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「計画策定業務委託 提案書内容及びヒアリング等の質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せずに本文中に、質問内容を簡潔に記載し、「kenko@city.shima.lg.jp」まで送信することとします。(午前8時30分から午後5時の間に電話により健康推進課まで受信確認をすること。)電話による質問は受付しません。

質問受付期間は参加資格審査結果通知日から平成30年5月2日(水)の午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

回答については、平成30年5月9日(水)午後5時までに提案参加者全員に電子メールにて送信します。

9. 契約手続き等

(1) 契約交渉相手方等の決定

審査(ヒアリング等)の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定します。

(2) 審査結果の通知

審査(ヒアリング等)参加業者全員に対し、書面により、契約交渉相手方及び順位を通知します。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行ってください。

(4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定します。

(5) 次点者との契約

契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行います。

10. 書類提出先・問合せ先

(1) 書類提出先

志摩市役所 健康福祉部 健康推進課

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-1

TEL : 0599-44-1100 FAX : 0599-44-1102

(2) 問合せ先

志摩市役所 健康福祉部 健康推進課 担当：田中、坂口

TEL : 0599-44-1100 FAX : 0599-44-1102

e-mail : kenko@city.shima.lg.jp

1 1 . その他

- (1) 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別
提出された書類、審査の過程等は公表しません。
- (2) 提案に係る費用の負担に関する事項
参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて提案者の負担とします。
- (3) 参加申込み後の辞退
参加申込み後に辞退する場合は、「辞退届(様式第3号)」を持参又は郵送にて提出してください。
- (4) 虚偽記載等
参加申込書、提案書類等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (5) 言語及び通貨
手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。
- (6) 提出書類の取り扱い
提出書類は、参加者に返還しません。

12. 日程

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順（予定）

| | 事項 | 期日・期間等 |
|----|------------------------------------|--|
| 1 | 参加申込書の受付 | 公告の日から平成30年4月23日（月）まで 持参の場合は勤務時間内（午前8時30分から午後5時）に提出してください。 郵送の場合は簡易書留とし、期間内必着とします。 |
| 2 | 参加申込みに関する質問の受付 電子メールによる | 公告の日から平成30年4月17日（火）の午後5時まで 回答は平成30年4月19日（木）午後5時までに志摩市ホームページに掲載します。 |
| 3 | 参加資格審査 | 平成30年4月24日（火） 提案者の出席は必要ありません。 |
| 4 | 参加資格審査結果通知書の送付 | 平成30年4月25日（水） 参加申込者全員に郵送により送付します。 |
| 5 | 提案書の受付 | 平成30年4月26日（木）から平成30年5月11日（金）まで 持参の場合は勤務時間内（午前8時30分から午後5時）に提出してください。 |
| 6 | 提案書内容及びヒアリング等に関する質問の受付 電子メールによる | 平成30年4月26日（木）から平成30年5月2日（水）の午後5時まで 平成30年5月9日（水）午後5時までに、提案参加者全員に電子メールにて回答します。 |
| 7 | 参加資格審査に関する質問の受付 電子メールによる | 平成30年4月26日（木）から平成30年5月2日（水）の午後5時まで 平成30年5月9日（水）午後5時までに、提案参加者全員に電子メールにて回答します。 |
| 8 | ヒアリング等の実施に関する通知 | 平成30年5月14日（月） |
| 9 | ヒアリング等の実施 | 平成30年5月24日（木） |
| 10 | ヒアリング等の審査の結果通知の送付 | 平成30年5月25日（金） |
| 11 | 業務仕様書の提出・協議 | 平成30年5月30日（水） |
| 12 | 委託予定業者と随意契約 | 平成30年6月上旬頃 |